

令和 7年 9月 22日

沖縄県
恩納村長

長浜 善巳



(公印省略)

調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

〔 注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。 〕

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。
本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支給方法	口座振込
支給日	確認書を受領した日から30日以内
支給口座	沖縄銀行 恩納 普通
支給額	10,000 円

① 支給口座や氏名をご確認ください。

調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額		
令和6年分 所得税分の 控除不足額 ①	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 ②	控除不足額計 ③ (①+②)
30,000 円	0 円	= 30,000 円
注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。		↓
		令和7年の所要額 ④ (上記③を1万円単位に切上げ)
		3 万円
支給額	令和7年の 所要額 ④	調整給付金(当初給付分) 支給額(令和6年)
	3 万円 -	2 万円 =
〔 注〕調整給付金(当初給付分)の受給辞退があった 場合等は、「支給所要額」を記載しています。 〕		調整給付金(不足額給付分) 支給額
		1 万円

下記のいずれかに該当する場合は、令和7年10月8日(水)までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。
必要書類を送付いたします
ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合
- 振込口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

② 確認いただき、該当しない場合は
手続きは不要となります。

振込を希望される「金融機関」または「ゆうちょ銀行」いずれか1つをご指定いただき必要事項をご記入ください。
※通帳等の写しを添付ください。

(2) 給付金の振込先口座の変更等

下記の口座 への振込を希望します。

(通帳等の写しを本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 4.信連 7.信濃連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (※桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※		

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、恩納村役場 税務課 (098-966-1206) までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
		男 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	本人氏名	署名
--	------	----

添付必須

提出書類

- ☐ 『調整給付金(不足額給付分)支給確認書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(一枚目表面)
☐ 振込口座(一枚目裏面(一枚目表面の口座欄が空欄の場合などに記入))
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポートの写し(コピー)を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『源泉徴収票や確定申告書などの写し(コピー)』
※ 表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な数値がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

代理人が確認(受給)する場合は、本人及び代理人の確認書類が必要となります。

※表面記載の各数値について相違を認める時のみ添付必要
基本的に問題なければ不要です。

該当する方のみ

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)